別紙 補助単価表

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数	1
・小規模な介護老人保健施設	69, 200千円	施設数	-
・小規模な介護医療院	69, 200千円	施設数	-
・小規模な養護老人ホーム	2,960千円	整備床数	1
・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介 護の指定を受けるもの)	5,530千円	整備床数	-
・認知症高齢者グループホーム	41,500千円	施設数	-
· 小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	1
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数	1
· 看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備
・認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数	と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた
• 介護予防拠点	11,000千円	施設数	整備を含む。)に必要な工事 費又は工事請負費及び工事事
・地域包括支援センター	1,480千円	施設数	務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって 整典 ※ 料日典 通信簿
・生活支援ハウス	44, 100千円	施設数	て、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監
・緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数	■督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に ■相当する額を限度額とす
• 施設内保育施設	14,800千円	施設数	-
・小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定 入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530千円	整備床数	金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等
介護施設等の合築等			と認められる委託費及び分担 金及び適当と認められる購入
・実施要綱 3 (1)アの事業対象施設と合築・併 設	合築・併設する施設それ ぞれ上記の配分基礎単価 に1.05を乗じた額	上記に準ずる	- 費等を含む。
空き家を活用した整備	!		1
・認知症高齢者グループホーム			1
小規模多機能型居宅介護事業所		11. = 0.14	
· 看護小規模多機能型居宅介護事業所	11,000千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター			
施設単位で補助する施設等の増床	上記の配分基礎単価を前 年度の福島県内における 施設種別毎の平均利用定 員で除した額	増床による 増加定員数	
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規	介護施設等の創設を条件に 行う広域型施設の大規模修繕 又は耐震化整備(施設の整備		
・特別養護老人ホーム			と一体的に整備されるもので あって、知事が必要と認めた 整備を含む。)に必要な工事 費又は工事請負費及び工事事
· 介護老人保健施設			務費(工事施工のために直接 必要な事務に要する費用で あって、旅費、消耗品費、通 信運搬費、印刷製本費及び設
· 介護医療院	1,400千円	定員数	計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。
・養護老人ホーム			ただし、別の負担(補助)金 等において別途補助対象とす る費用を除き、工事費又は工 事請負費には、これと同等と
軽費老人ホーム			認められる委託費及び分担金 及び適当と認められる購入費 等を含む。

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した」				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートス テイ用居室	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。 ただ し、増員分 は対象外。	災害レッドゾーンに所在す る広域型介護施設等の移転改 築整備(施設の整備と一体的	
介護老人保健施設	69, 200千円	施設数	に整備されるものであって、 知事が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工 事請負費及び工事事務費(エ	
介護医療院	69, 200千円	施設数	事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等	
養護老人ホーム	2,960千円	整備床数 ※移転後床数。 ただ し、増員分 は対象外。	をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とす	
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指 定を受けるもの)	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。 ただ し、増員分 は対象外。	る費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス 付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者 生活介護の指定を受けるもの)	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。 ただ し、増員分 は対象外。		
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した	広域型介護施設等の移転	女 築整備		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートス テイ用居室	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。 ただ し、増員分 は対象外。	災害イエローゾーンに所在 する広域型介護施設等の移転 改築整備(施設の整備と一体	
介護老人保健施設	69, 200千円	施設数	向に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
介護医療院	69, 200千円	施設数	(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監	
養護老人ホーム	2,960千円	整備床数 ※移転後床数。 ただ し、増員分 は対象外。	督料等をいい、その額は、工 事費又は工事請負費の2. 6%に相当する額を限度額と する。)。 ただし、別の負担(補助)金 等において別途補助対象とす	
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指 定を受けるもの)	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。 ただ し、増員分 は対象外。	る費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス 付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者 生活介護の指定を受けるもの)	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。 ただ し、増員分 は対象外。		

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(介護施設等	の開設時、増床時及	び再開設時(改築時) に必要な経費)
定員30名以上の広域型施設等			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステ イ用居室			
• 介護老人保健施設			
• 介護医療院			
・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	1,036千円	定員数	
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	5, 200千円	施設数	
定員29人以下の地域密着型施設等			特別養護老人ホーム等の 円滑な開所や既存施設の増
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室			床に必要な需用費、使用料 及び賃借料、備品購入費 (備品設置に伴う工事請負 費を含む)、報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃 金、旅費、役務費、委託料 又は工事請負費。
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院		. ↓ □ ₩.	
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の 指定を受けるもの)		定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及	
・認知症高齢者グループホーム	1,036千円	び看護小規模多機 能型居宅介護事業	
· 小規模多機能型居宅介護事業所		所にあっては、宿 泊定員数とする。	
• 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入 居者生活介護の指定を受けるもの)			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17, 400千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	520千円	定員数	
• 施設内保育施設	5,200千円	施設数	

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボッ			
定員30名以上の広域型施設等			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステ イ用居室			
• 介護老人保健施設			
· 介護医療院			
・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	520千円	定員数	
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			特別養護老人ホーム等の 大規模修繕の際にあわせて 行う、介護従事者の負担軽
定員29人以下の地域密着型施設等	定員 2 9 人以下の地域密着型施設等		
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室			入に必要な備品購入費、使用料・賃借料(リース・レンタル費)、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi工事、インカム)、記録業務、情報共
・小規模な介護老人保健施設		定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及	
・小規模な介護医療院			有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			及びタブレット端末等に係 る導入費用(購入又はリース)等。
・認知症高齢者グループホーム	520千円	び看護小規模多機 能型居宅介護事業	
· 小規模多機能型居宅介護事業所		所にあっては、宿 泊定員数とする。	
• 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入 居者生活介護の指定を受けるもの)			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	260千円	定員数	
・施設内保育施設	2,600千円	施設数	

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援 1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修	特別養護老人ホーム等のコニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備され		
「個室 → ユニット化」改修	1,480千円	整備床数	るものであって、知事が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事
「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ ユニット化」改修	2, 960千円		施工のため直接必要な事務 に要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計監 督料等をいい、その額は、
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額 とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助 対象とする費用を除き、工 事費又は工事請負費には、
特別養護老人ホーム及び併設されるショーステイ用居室 (多床室)のプライバシー保護のための改修	906千円	整備床数	これと同等と認められる委 託費及び分担金及び適当と 認められる購入費等を含 む。
介護施設等の看取り環境の整備			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・軽費者人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4, 330千円	施設数	特別養護老人ホーム等の 看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のために 事費をに必要な工事事直接で工事を でな事な工事のを費用である でな事なでである。 でな事なでである。 でな事なでである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
共生型サービス事業所の整備	 一の2.6%に相当する額を限度 額とする。)。 ー ただし、別の負担(補		
 ・通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。) ・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1, 290千円	事業所数	一たにし、別の負担(補 助)金等において別に強補助 対象とする費用を費になる 事費又は工事計負費になる 記費及び分担金及び 認められる購入費等を 記 設備については、無用費 (修繕料) (使用料費(備 料又は備品購入費費を は、 設置に伴う工事請負費を含む。)。

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大 1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支	援事業			
 簡易陰圧装置設置経費支援 	5, 340千円	県知事が認めた台 数(定員数を上限 とする)	簡易除圧装置を設費、事事必っ で表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	1/3
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニ	ング環境等の整備に係る	経費支援事業	,	
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1, 240千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするため に必要な備品購入費、工事費 に必要な備品購入費、工事事 費(工事施工のため直接必要 な事務に要する費用であっ	
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,410千円	1か所	て、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)	1/3
・家族面会室の整備経費支援	4, 330千円	施設・事業所	金等において別途補助対象と する費用を除き、工事費又は 工事請負費には、これと同等 と認められる委託費及び分担 金及び適当と認められる購入 費等を含む。	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修	費支援事業			
・多床室の個室化改修経費支援	1,220千円	定員数	介護施院では工工等 の個室化工事務では工工等 の個室化型では工工等のでは工工等 のではである。 のでは、一型では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型	1/3

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
・特別養護老人ホーム			特別養護老人ホーム
·介護老人保健施設			等の職員の宿舎の整備 (宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都はた整備を
• 介護医療院			が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び 工事事務費(工事施」のため直接必要な事務
・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の 指定を受けるもの)	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。		のため直接必要な事務 に要する費用であっ て、旅費、消耗品費、 通信運搬費、印刷製本 費及び設計監督料等を
・認知症高齢者グループホーム		1/3	関及いる可無国科学でいい、その額は、工事 費又は工事請負費の 2.6%に相当する都を限度額とする。)。
小規模多機能型居宅介護事業所			ただし、別の負担 (補助)金等において 別途補助対象とする引用を除き、工事費又に
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所			工事請負費には、これ と同等と認められる。 託費及び分担金及び通 当と認められる購入
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			等を含む。
・介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であって、特 定施設入居者生活介護の指定を受けるも の)			

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。